

1. 「高砂市子ども・子育て・若者会議」とは

【高砂市子ども・子育て会議】

平成 27 (2015) 年度に施行された子ども・子育て支援新制度に伴い、子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づき審議会その他合議制の機関。

【高砂市子ども・子育て・若者会議】

平成 29 (2017) 年度からは「若者」の視点を追加。高砂市子ども・子育て・若者会議条例により設置。

平成 27 (2015) 年度～
高砂市子ども・子育て会議

平成 29 (2017) 年度～
高砂市子ども・子育て・若者会議

【委員】

児童福祉・幼児教育・若者の観点を持った、幅広い関係者によって構成。

子どもの保護者や若者 (おおむね 40 歳未満の方)、子ども・子育て支援、若者支援に関する事業に従事する方、学識経験者など (任期 2 年)

2. 「高砂市子ども・子育て・若者支援プラン」について

【高砂市子ども・子育て・若者支援プラン】

子ども・子育て支援、ひとり親家庭等の支援、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者及びその家庭を支援するための施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定。

高砂市子ども・子育て
・若者支援プラン

第 2 期高砂市子ども・子育て支援事業計画

(計画期間：令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度)

高砂市ひとり親家庭等自立促進計画

(計画期間：平成 30 (2018) 年度～令和 6 (2024) 年度)

高砂市若者支援計画

(計画期間：平成 30 (2018) 年度～令和 6 (2024) 年度)